

Q13 A小学校の校区からB小学校の校区に引っ越しましたが、「指定校変更」の制度を利用し、A小学校に継続して就学しています。中学校はB小学校の通学区域校のC中学校になりますが、A小学校区のD中学校に行きたいです。行けますか？

A13 現在、「指定校変更」によりA小学校に就学されていますので、手続きをすればD中学校に就学は可能です。12月下旬にC中学校の「就学通知書」が届いた後、D中学校に行きたい旨の「指定校変更」の届け出をしてください。

Q14 通学区域校以外の学校を選択希望していたが、希望校の変更受付期間に通学区域校に変更の手続きをした場合、通学区域校には必ず就学できますか？

A14 通学区域校を希望した場合は、必ず就学できます。
11月9日頃に「希望調査結果通知」を全員に送付します。また、各学校の受け入れ可能人数と希望者数もお知らせしますので、その結果を踏まえてご検討ください。

Q15 A学校の校区に住んでいますが、B学校を選択し抽選の結果、当選しなかった場合、どうなりますか？その後C学校を選択することができますか？

A15 港区では、あらかじめ希望できる学校は1校のみです。落選してからC校を選択することはできません。落選した場合、補欠順位を決定し登録します。その後、私立等の進学者や転出者により受入可能となった時は、繰上当選でB学校に就学することができます。なお、繰り上げ当選にならなかった方は、通学区域校への就学となり通知はいたしません。

Q16 私立・国立小中学校、咲くやこの花中学校、水都国際中学校、特別支援学校（以下「私立学校等」）へ就学を希望している場合は希望調査票をどのように書けばいいですか？

A16 私立学校等を希望する場合であっても、学校選択制希望調査票の◆学校選択制希望欄の該当する数字に○をつけ、通学区域以外の学校を選ぶ場合は希望する港区の学校名をご記入ください。さらに、◆確認事項欄の該当する数字に○をつけてください。

Q17 私立・国立学校に入学が決定した場合、区役所へ届出が必要ですか？

A17 私立・国立への入学が決定した方については、区役所で手続きが必要です。12月下旬に発送する就学通知書（港区の指定校の記載のある用紙）、私立・国立学校から交付される入学許可証、窓口に来られた方のご本人が確認できる書類を持参し、できるだけ小学校は2月10日（木）、中学校は2月18日（金）までに、区役所1階12-②番窓口サービス課（住民情報）で手続きをしてください。

【お願い】

希望者が多く抽選となった学校について、当選されなかった方は補欠登録をし、私立学校等への進学や転出により空きができれば、順次繰り上げ当選としていきます。私立・国立等の学校へ入学が決定した場合は、上記期限が過ぎましても速やかに届けてください。

Q18 特別支援学校への入学が決定した場合、届出が必要ですか？

A18 特別支援学校への入学が決定した方については、特別支援学校から区役所へ連絡がきますので**手続きは不要です**。特別支援学校名の記載のある就学通知書は、2月上旬に大阪府教育庁より送付される予定です。

Q19 通学区域校以外の学校を選択し就学が決定したら、その学校の入学のための書類や資料などは、いつどこでもらえるのですか？

A19 1月中旬頃から順次行われる、各学校の入学説明会で配付されます。12月下旬に送付する「就学通知書」に、各学校の「入学説明会日程一覧表」を同封していますので、ご確認のうえ入学説明会にご参加ください。詳細については、各学校にお問い合わせください。

Q20 学校選択制で通学区域校以外を選んだ場合、どこの「いきいき」に通えばいいですか？

A20 **実際に通学している小学校の「いきいき」**に通っていただけます。ただし、土曜日、長期休業日は、学校選択制で通学区域校以外の学校に通っている場合であっても、通学区域校の「いきいき」に通うことができます。詳細については、52ページのいきいき活動室等へお問い合わせください。

Q21 就学時健康診断を選択制で希望しようとしている学校で受けてもいいですか？

A21 健診のお知らせハガキは9月下旬から12月にかけて通学区域校からお送りします。**原則として就学時検診はハガキを送付した通学区域校で受けるようにしてください**。受診後に渡される「就学時健康診断結果票」を大切に保管し、就学先の小学校に提出してください。

